

様式例第3号

朝来市議会議員のハラスメントの防止及び根絶に関する条例制定に係るパブリックコメントの結果		
意見等の募集期間	令和6年11月11日（月） ～ 令和6年12月9日（月）	
意見等の受付件数	2人	2件
提出方法の内訳	郵便 0人 電子メール 2人	ファクシミリ 0人 持参 0人
実施機関(担当課等)コメント		
提出された2件の意見の内容について精査した結果、条例案の修正等は必要ないものと考えられます。		
提出された意見等の概要 (類似する意見については、取りまとめて掲載しています。)		
番号	意見等	市議会の考え方 (修正がある場合は、その内容)
1	第2条この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる言動をいう。 「ハラスメントは言動に限らないと思いますので、～言動、行動及び態度等という。」 ように、文言を加えてみてはいかがでしょうか。	条例案の第2条【定義】における「言動」には、通常、言葉による表現（言葉遣いや発言）と、行動や態度（非言語的な表現）が含まれると解釈されるため、ご指摘の内容を充足しているものと考えます。ただし、「言動」という言葉が行動や態度も含む広義の概念であることを明確にして運用上の齟齬を来さないようにするため、本条例の逐条解説中への説明の追加を検討します。
2	条例という形でハラスメント行為に対し「NO」を示すのは良いと思います。一方で実効性という点では疑問が残ります。議長が相談窓口とありますが、議長自身が議員であり公平に関わることができるかは疑問です。議長が対象となった場合に副議長や議会運営委員会委員長が代行するとありますが、こちらもどれほど公平に対応できるのか疑問が残ります。現在の議長、副議長、議会運営委員会委員長は全て清風の絆に所属されています。会派の存在がどれほど苦情相談に影響するかは未知数ですが、ハラスメントの被害者が相談先の議員の「会派」を理由に苦情相談を躊躇する可能性は十分にあると考えます。 ハラスメントの相談先として議長及び議会だけでは不十分です。警察、労働基準	条例案では、ハラスメントに関する苦情相談の窓口を議長と定めておりますが、議長はあくまで相談を受け付ける窓口としての役割を担い、その後の調査や協議は議会運営委員会が主体的に行います。また、議長が対象となる場合には副議長が、議長と副議長が共に対象となる場合には議会運営委員会委員長がその職務を代行する規定を設け、公正性の確保を図っております。 さらに、議会運営委員会は、必要に応じて外部の有識者の意見を聴取することが可能であり、これにより第三者の視点を取り入れた判断が可能となります。このような仕組みを適正に運用することで、苦情相談に対して公平かつ適切に対応できると考えております。 ただし、ご指摘のように、相談窓口の議

	監督署、弁護士等の第三者を盛り込む必要があると考えます。	員の「会派」に起因する懸念が被害者にとって心理的な負担となる可能性も考慮しなければなりません。この点については、被害者が安心して相談できる環境を一層整備するための運用面での工夫を検討してまいります。 また、条例案には外部有識者を活用する規定を設けておりますが、今後の運用の中で、警察や弁護士など他の専門機関との連携についても検討し、必要に応じて対応を進めてまいります。
--	-------------------------------------	--